

※ 平成 26 年度（2014 年度）第 4 回北海道食の安全・安心委員会資料（平成 27 年 2 月 5 日開催）

## 遺伝子組換え作物交雑等防止部会 検討結果報告

### 1 社会経済情勢の変化など

- 世界における遺伝子組換え作物の栽培状況は、ダイズ、トウモロコシ、ワタなどの油糧用や飼料用を中心に、平成 25 年において 27 カ国、1 億 7,520 万 ha の栽培面積となり、面積は年々増加している。
  - 我が国においては、食品衛生法に基づき安全性が確認されている遺伝子組換え食品は 8 作物 299 品種あり、また、生物多様性への影響を評価するカルタヘナ法に基づき栽培が認められている遺伝子組換え農作物は 8 作物 104 品種あるが、バラを除き遺伝子組換え農作物の商業栽培は行われていない。
  - 北海道においては、平成 17 年度に遺伝子組換え作物と一般作物との交雑や混入を防止し、生産上や流通上の混乱を防止するため、北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例（以下「条例」という。）に基づき遺伝子組換え作物の開放系での栽培等を規制しているが、これまでのところ条例に基づく許可申請、届出は無い。
  - 遺伝子組換え作物等に関する道民の意識については、平成 26 年度に道が実施した「道民意識調査」によると、遺伝子組換え食品の安全性や遺伝子組換え作物を栽培することによる自然・環境への影響について、約 8 割の方が不安に思っており、過去 2 回の調査結果と比べても不安に思う道民の割合が高い状況に変化は見られず、また意見交換会では、遺伝子組換え作物の安全性への不安や食品表示の充実を求める意見の一方で、遺伝子組換え技術が必要になったときに対応できるよう技術開発を進めるべきといった意見、現状で遺伝子組換え作物を栽培すると生産・流通上の混乱が生じるといった意見が出されるなど、条例制定当時から大きな変化は見られない。
- ※ 条例が規制の対象とする遺伝子組換え作物は、カルタヘナ法第 2 条第 2 項に規定する遺伝子組換え生物等であって、作物その他の栽培される植物とされている。
- 近年、遺伝子組換え技術とは異なり、新しい植物育種技術（New Plant Breeding Techniques）（以下「NBT」という。）を用いた作物育種が行われているが、NBT により開発された作物についてのカルタヘナ法、食品衛生法等における位置付けは明確にされていない。

### 2 条例等の取扱い

#### （1）条例について

〔 取扱い 〕

条例は、現時点では見直しの必要はない

〔 理 由 〕

道が行った「道民意識調査」や「意見交換会」の結果を踏まえると、引き続き、遺伝子組換え作物の開放系での栽培等を規制することにより、遺伝子組換え作物と一般作物との交雑や混入を防止し、生産上及び流通上の混乱を防止することが必要であると判断されるため

(2) 「遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等防止措置基準」について

〔 取扱い 〕

「遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等防止措置基準」は、現時点では見直しの必要はない

〔 理 由 〕

遺伝子組換え作物と一般作物の交雑防止に関する現行の隔離距離基準等について、見直しの検討を要する新たな科学的知見や技術等は見られず、本基準は妥当と判断されるため

### 3 附帯意見

道民意識調査の結果などから、多くの道民は遺伝子組換え作物等の安全性に対して不安を感じている状況にあり、「遺伝子組換え」と表示された食品等の購入に抵抗をもっていることから、食品の選択の機会を確保するため、遺伝子組換え食品の表示制度や遺伝子組換え種子を含まない種子の安定供給とともに、道民が正確な情報に基づき食品を選択できるよう、遺伝子組換え作物等に関する情報提供などが重要である。

また、NBTについては、現状でNBTにより作出された作物等が流通した場合、混乱を招く懸念があることから、国において定義や評価を明らかにし、消費者にわかりやすく情報提供する必要がある。

以上のことから、附帯意見として次の点について提言する。

(1) 道は、遺伝子組換え作物等に関する正確かつ適切な情報の提供と、積極的なリスクコミュニケーションに取り組むこと。

リスクコミュニケーションの実施にあたっては、遺伝子組換え作物等に関する科学的な評価のみならず、北海道農業にとっての経済的、社会的な評価など、総合的な視点で取り組むこと。

(2) 道は、遺伝子組換え食品等に関する表示制度の充実や、遺伝子組換え種子を含まない種子の安定供給体制の確立を国に対して求めること。

(3) 道は、NBTについて、国に対して、その法的な規制の必要性等の検討を要請するとともに、NBTに関する知見を深めるため、国民への適切な情報提供に努める等、必要な対応を求めること。

(4) 道は、遺伝子組換え食品等をめぐる情勢の変化等を踏まえ、条例や交雑防止措置基準等について必要な対応を行うこと。